

住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に関する
評価事業を実施する者の公募についての公示

令和3年3月8日

国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に関する評価事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ この公募に係る事業は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立が前提です。予算の成立状況等によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。
- ※ この公募は、住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に関する評価事業を実施する者を公募するものであり、住宅市場を活用した空き家対策モデル事業により空き家対策の執行体制の整備や新たなビジネスの構築等の取組に係る補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に関する評価事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅市場を活用した空き家対策モデル事業の選定及び実施に関する評価等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

評価事業の内容

- ①住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に関する事務事業を実施する者と連携した事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、手続きマニュアルの整備
- ②住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を行おうとする者からの提案の受付
- ③空き家に関する学識経験者等で構成する評価委員会の運営及び住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価を行い、評価結果について国土交通省へ報告
- ④住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を実施する者に対する技術的な

指導

- ⑤住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を実施する者に対して中間ヒアリングを行い、執行状況について国土交通省へ報告
- ⑥住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を実施する者の成果報告のとりまとめを行い、ホームページに掲載する等により成果を公開
- ⑦空き家に関する学識経験者等で構成する評価委員会の運営及び住宅市場を活用した空き家対策モデル事業を実施する者の成果等についての総合的な評価を行い、評価結果について国土交通省へ報告
- ⑧上記①から⑦に係る問い合わせの対応 等
(事業内容の詳細については、説明書を参照)

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月上旬～令和4年3月28日

2. 評価事業を行う者の要件

次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間事業者等とする。

- (1) 提案内容についての総合的な評価を行う評価委員会を運営するために必要な体制、専門知識を有する人員等(代表者、事業実施責任者)を有していること。
- (2) 評価対象となる補助事業者やその他空き家関係の業務を行っている事業者等に支配されていないこと。
- (3) 業務によって得た情報により新たな営利を得るものでないこと。
- (4) 本評価事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。
- (5) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 石川

電話 03-5253-8111(内線39356) ファクシミリ 03-5253-1628

電子メール ishikawa-i2i3@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和3年3月8日(月)から令和3年3月24日(水)まで

②場所 上記担当部局

③方法 紙媒体又は電子媒体で交付

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和3年3月24日(水) 18時00分まで(必着)

期限までに届かなかった場合は、いかなる理由をもっても不採用となる。

②場所 上記担当部局

③方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。

(正本1部、副本2部)

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、申込書を提出する際に、その旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。